



21JGF 第 182 号  
2021 年 6 月 18 日  
一般財団法人日本 GAP 協会  
運用管理部

## ASIAGAP 検査機関に関する補足事項

ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 Ver.2.3 の管理点 7.2.1 検査機関の評価・選定について、補足事項を下記に示します。

### 記

「食品の安全性に不可欠な食品分析」に該当する検査としては、食品製造業で許容限界（CL）を設定する際の加熱温度による残存菌の定量分析等が該当すると考えられる。そのため、残留農薬検査や放射性物質の検査などはこの要求事項には該当しないが、GAP 品質を担保するため ASIAGAP Ver.2.2 と同様に、ISO17025 認定機関、厚生労働省登録検査機関、日本 GAP 協会推奨検査機関、残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドラインを満たした機関での検査が必要となる。

以上